

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

(登録番号第9号 登録有効期間満了日：令和11年3月30日)

労働安全衛生法施行令別表6の第3号の3又は第9号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業については、登録教習機関が行う「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」を修了した者を作業主任者として選任しなければならないことになっています。

なお、この講習を修了すれば、「前記に掲げた場所」を除く酸素欠乏危険場所における酸素欠乏危険作業主任者の資格も取得することになります。当協会では、「酸素欠乏危険作業主任者技能講習」のみの講習は実施しておりません。当協会は島根労働局の登録を受けて当該技能講習を実施いたします。

(安全衛生法第14条 施行令第6条第21号 酸欠則第11条)

1 受講資格 特に制限はありません。

2 開催日時・会場・定員

開催月日時		会 場	定 員
学 科	令和8年10月22日～23日 8：50より (受付 8：30より)	松江市学園一丁目5番35号 (一社)島根労働基準協会	60名
実 技	令和8年10月26日、27日 8：50より (受付 8：30より)	同 上	

※実技は上記日程のうち一日とし、本人へ学科初日に決定して通知します。

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合があります。

3 科目・時間割

科 目			時間数	時 間 割
第一日	学 科	オリエンテーション		8:50 ～ 9:00
		酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識 (休憩10分含む)	4	9:00 ～ 12:10
		《昼食・休憩》		12:10 ～ 13:00
		酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識 (続き)		13:00 ～ 14:00
		<休 憩>		14:00 ～ 14:10
		保護具に関する知識 (休憩10分含む)	2	14:10 ～ 16:20
第二日	学 科	酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識 (休憩10分含む)	3	9:00 ～ 12:10
		《昼食・休憩》		12:10 ～ 13:00
		関係法令 (休憩10分含む)	2.5	13:00 ～ 15:40
		<休 憩>		15:40 ～ 15:45
		修了試験 (15:45 から試験説明開始)	1	15:50 ～ 16:50

第三日	実技	オリエンテーション			8:50 ～ 9:00
		第 1 班	第 2 班	時間数	
		救急そ生(実技講習)	濃度測定(実技講習)	2	9:00 ～ 11:00
		救急そ生(修了試験)	濃度測定(修了試験)	1	11:00 ～ 12:00
		《昼食・休憩》			12:00 ～ 13:00
		濃度測定(実技講習)	救急そ生(実技講習)	2	13:00 ～ 15:00
		濃度測定(修了試験)	救急そ生(修了試験)	1	15:00 ～ 16:00

4 受講料・テキスト代 (税込 消費税 10%)

※インボイスは、領収書発行で対応します。

受講料	18,370円	}	計 20,680円
テキスト代	2,310円		

振込の場合(振込手数料は、振込人の負担)は、下記の口座に受講料(テキスト代を含む)をお振込み後、必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付のうえ下記郵送先へ郵送してください。

なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。(HP掲載メニュー「**受講料等合算振込の内訳書**」を添付の上受講申込書を一括して送付してください。)

【振込先】 山陰合同銀行 松江駅前支店 普通預金 2144428 (口座名) シャシマネロウドウキジュンキョウカイ 一般社団法人 島根労働基準協会
--

5 受講の一部免除について

次の資格をお持ちの方は受講科目のうち、一部免除を受けることができます。受講申込書の裏面に資格を証明するため資格証の写し(事業主による原本証明付)を添付してください。

講習の一部を免除させる者	免除する講習科目
日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者	救急そ生の方法 (実技)
平成10年3月31日までに日本赤十字社の行った救急法一般講習Ⅱを修了して合格証を受けた者	
平成6年12月31日までに日本赤十字社の行った救急法の講習を修了して救急員適任証を受けた者	

6 申込方法・注意事項

ホームページ(<https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/>)「受講申込手続き等」を必ずご覧の上、別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

仮申込として、事前に受講申込書をFAXしていただくこともできます。(WEB予約も可能)

14日以内に申込手続き(受講料の支払、申込書等の原本提出)をお願いします。

なお、仮申込みを取り消す場合は必ず当協会へご連絡ください。

*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できません。

7 修了証の交付

全科目を受講し、所定の修了試験に合格した者には、修了証が交付されます。

8 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

9 本人確認について

受講当日に本人確認のため、「自動車運転免許証、マイナンバーカード（表面）、公の機関が証明した資格証明書（衛生管理者免許証など）」のいずれかを持参してください。

外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を持参してください。

10 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について

この講習は要件を満たせば人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の助成が受けられます。（島根労働局ホームページ「助成金等→建設業関連情報のご案内」をご覧ください。）

島根労働局職業安定部職業対策課建設助成金担当（電話０８５２－２０－７０２２）

11 お問い合わせ先・郵送先

〒690-0825 松江市学園一丁目５番３５号

一般社団法人島根労働基準協会

（TEL ０８５２－２３－１７３０ FAX ０８５２－２３－１７８８）

下記のいずれかに○をして下さい		
WEB 予約済	FAX 予約済	予約なし

※受講番号
※修了証番号

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
受講申込書

ふりがな			印	開催月日	受講地
受講者 氏 名				10 月 22 日 23 日	松江市
旧姓等併記の希望 ☐ (希望者は□にレ点) 旧姓等記入欄 () ※注3			生年月日	昭和 平成 年 月 日	
住 所	(郵便番号 —)				
現在の 勤務先	名 称	(TEL — — FAX — —) ※個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。			
	所在地	(郵便番号 —)			
上記のとおり申し込みます。		島根労働基準協会加入の有無		有	無
		受講料等納入方法		月 日	
		振込・現金		円	

※ 裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。

令和 年 月 日

(一社)島根労働基準協会長 殿

- 注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください
- 注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。
- 注3 修了証に旧姓等の併記ができます。ご希望の方は、□にレ点、()に旧姓等を記入の上、提出していただき、旧姓等が確認できる書類(戸籍謄本、住民票、運転免許証等)を添付してください。
- 注4 外国籍の方は「講習会受講における日本語の理解力確認書」等(HP 参照)も併せて提出してください。
- 注5 ご記入いただいた個人情報は、講習目的以外に利用することはありません。